

## 在籍型出向促進助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）は、令和6年能登半島地震の影響により、休業を余儀なくされている被災事業所等が労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条で定義される労働者をいう。以下同じ。）の雇用維持を図るため、雇用関係を維持したまま労働者を一時的に当該事業所等（以下、「出向元事業所」という。）から他の事業者の事業所（以下、「出向先事業所」という。）に出向させて就労させる、いわゆる在籍型出向を実施したときに要する被服費や研修受講費、転居費等の経費について、労働者が在籍している出向元の事業者（以下、「出向元事業者」という。）が負担した場合には、予算の範囲内において、在籍型出向促進助成金（以下「助成金」という。）として支給するものとし、その支給等に関しては、この要綱に定めるところによるものとする。

(在籍型出向)

第2条 本支給要綱で定める在籍型出向（以下、「出向」という。）は、以下の全ての要件を満たすものであることとする。

- (1) 出向を行った労働者（以下、「出向労働者」という。）が出向元事業所の労働者たる地位を保有したまま、出向先事業所で勤務すること（出向期間中に労働者が出向元事業所と出向先事業所の両方で勤務する「部分出向」を含む。ただし、出向先事業所で勤務を行う日と同一日に、出向元事業所でも勤務を行う場合や、出向期間中の1か月ごとの出向先事業所で勤務する日数が、出向元事業所で出向を行う前の原則1か月の所定労働日数の半分未満である場合を除く）。
- (2) 出向労働者が出向終了時に出向元事業所の労働者として復帰する予定であること。
- (3) 出向元事業者と、出向労働者を受け入れる事業者（以下、「出向先事業者」という。）との間で締結された出向契約によるものであること。
- (4) 出向契約が令和6年1月1日以降に締結されていること。
- (5) 出向労働者が出向先事業所で実際に就労する期間（以下、「出向期間」という。）が1か月以上であること。
- (6) 令和6年能登半島地震の影響により、出向労働者の労働条件が変化せざるを得ない状況になったと認められること。
- (7) 通常の配置転換の一環として行われるもの、例年繰り返される季節的変動によるもの、法令違反もしくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分又は司法処分によって事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの（事業者が自主的に行うものを含む）に該当しないものであること。
- (8) 労働者の雇用維持を目的として行われる出向であって、経営指導・技術指導、職業能力開発、人事交流等を目的として行われるものでなく、かつ、労働者を交換（2以上の事業者間で相互に交換し雇い入れる場合を含む）しあうものでないこと。

(対象事業者)

第3条 助成対象となる事業者は、以下のすべてを満たす者であるものとする。

- (1) 令和6年1月1日時点で、石川県内における災害救助法(昭和22年法律第108号)の適用地域(金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町および鳳珠郡能登町)に所在する事業所を有している事業者であること。
- (2) 出向元事業者であること。
- (3) 官公庁等ではないこと(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く)。
- (4) 労働基準法等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (5) 雇用保険の適用事業者であること。
- (6) 法令に基づき、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない事業者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
- (8) 公序良俗に反する事業を行う事業者でないこと。
- (9) 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行う事業者でないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業に限る。)を行っている事業者でないこと。
- (11) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (12) 役員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (13) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (14) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
- (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
- (16) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(対象出向労働者)

第4条 助成の対象となる出向労働者は、以下のすべてを満たす労働者とする。

- (1) 令和6年1月1日時点において出向元事業所で就労しており、雇用保険被保険者であること。
- (2) 以下のいずれにも該当しない労働者であること。
  - ① 解雇を予告されている者又は申請日以前に退職願を提出した者又は申請日以前に事業

者による退職勧奨に応じた者

- ② 日雇労働被保険者
- ③ 短期雇用特例被保険者
- ④ 雇用保険法第 37 条の 5 第 1 項の申出をして高年齢被保険者となった者 (特例高年齢被保険者)

(対象経費及び助成額)

第 5 条 対象経費及び助成額は、以下のとおりとする。

対象経費	令和 6 年 1 月 1 日以降に発生し、出向元事業者が負担した出向にかかる以下の経費 (1) 出向先事業所において出向労働者が直接使用する什器・OA 環境整備費用、被服費等の初度調弁費用にあたる経費 (消耗品 (各種用紙、文房具、トナー等でその性質が長期の使用に適しないもの) を除く) (2) 出向先事業所の職場見学、業務説明会等の実施に要する経費 (3) 出向元事業所と出向先事業所の間で行われる出向労働者の労働条件、スケジュールの調整に要する経費 (4) 出向元事業所と出向先事業所の就業規則等の整備・改正に要する経費 (5) 出向元事業所と出向先事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費 (6) 出向元事業所と出向先事業所における教育訓練に要する経費 (7) 出向労働者の転居に関する経費 (出向労働者が負担した経費について、出向元事業者が当該経費を補填した場合を含む) (8) その他、機構が特に必要と認める出向経費
助成額	出向労働者 1 人あたり上限 10 万円 出向元事業者 1 者あたり上限 100 万円

2 本助成金の対象となる経費について、他の補助金等が交付される場合には、当該経費について、本要綱に定める対象経費としないものとする。

(助成金の支給申請等)

第 6 条 自ら雇用する労働者を出向させ、それに伴う経費の助成を受けようとする対象事業者は、以下の申請書類を提出しなければならない。

- (1) 在籍型出向促進助成金支給申請書 (様式第 1 号)
- (2) 在籍型出向促進助成金支給申請額内訳書 (様式第 2 号)
- (3) 在籍型出向促進助成金 出向に係る本人同意書 (様式第 3 号)
- (4) 在籍型出向促進助成金支給要件確認申立書 (様式第 4 号)
- (5) 在籍型出向促進助成金請求書 (様式第 5 号)
- (6) 出向労働者にかかる出向契約書の写し
- (7) 出向労働者にかかる、申請日時点で有効な雇用保険被保険者証の写し

ただし、雇用保険の適用が出向先事業所の場合で、出向先事業所が申請時点で出向に

かかる雇用保険被保険者資格取得届を提出していない場合は、出向労働者の出向期間中の週所定労働時間が確認できる書類を添付すること。

- (8) 支給申請経費等にかかる証拠証憑（領収書の写し、金融機関通帳の写し等）
  - (9) 機構が（1）から（8）の確認を行うために求める書類
- 2 助成金の支給を受けようとする事業者は、前項の助成金の支給の申請をするに当たり、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して支給申請しなければならない。
- 3 助成金の支給にかかる申請期日は機構が別に定める日とする。
- 4 助成金の支給申請は前項に定める申請期日までの期間であれば、何度でも行うことができるものとする。ただし、当該申請額は、第 5 条に定める事業者 1 者あたりの助成上限額を超えてはならない。
- 5 申請者は、支給申請に要した経費を請求することはできない。

（助成金の支給決定、額の確定等）

- 第 7 条 機構は、第 6 条第 1 項に定める書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められた助成額について、支給決定通知書又は不支給決定通知書により申請を行った事業者（以下「申請者」という。）に通知する。
- 2 申請者は、前項に基づく支給決定通知書又は不支給決定通知書が到達した後に、支給申請を行った当該同一経費を含む新たな支給申請を行うことはできない。

（申請の取下げ）

- 第 8 条 申請者は、申請日から起算して 10 日以内であれば、申請を取り下げることができる。
- 2 申請者が前項の規定により助成金の支給申請を取り下げようとするときは、機構に対し支給申請取下げ届出書（様式第 6 号）をもって申し出なければならない。

（支給決定の取消し等）

- 第 9 条 機構は、次の各号に該当する場合には、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 申請者が、法令、本要綱、募集要領又はこれらに基づく機構の指示に従わない場合
  - (2) 申請者が、偽りその他不正な行為により、本助成金を不正に受給した場合
  - (3) その他機構が申請者の助成金受給について、不適當であると判断するに至る事由が判明した場合

（助成金の返還）

- 第 10 条 機構は、助成金の支給を受けた者に対し、前条により支給決定を取り消した場合は、期限を定めて、既に支給した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- 2 機構は、前項の助成金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴

するものとする。

(助成金の経理)

第11条 助成金の支給を受けた事業者は、支出内容を証する書類を整備して、収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第12条 機構は、本事業の適正を期すため必要があるときは、助成金の支給を受けようとするもしくは受けた事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(業務の執行)

第13条 第7条第1項、第9条、第10条及び第12条の業務については、機構職員のほか、県職員が自ら行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、助成金の支給に関し、必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。